

黒石市有料広告取扱要綱

平成 19 年 6 月 11 日

黒石市告示第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、有料広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 条 広告媒体とは、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市が作成する印刷物
- (2) 市の財産
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(掲載の範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(申込者の範囲)

第 4 条 広告掲載の申込みをすることができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公共的団体その他これに類するもの
- (2) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (3) その他市長が適当と認めた者

(広告の募集方法)

第 5 条 広告募集方法及び選定方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じて市長が別に定める。

(掲載の可否の決定)

第 6 条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、掲載の可否を決定するにあたり、掲載を適当と認めるかについて付議するため、広告媒体ごとに広告選定委員会を設置するものとする。

(広告の規格と掲載料)

第 7 条 広告の規格及び掲載位置並びに広告料については、広告媒体ごとに定めるものとする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告媒体となる印刷物の発行上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。